

議第三号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一
項の規定により提出する。

平成二十九年三月十日

提出者 全議員

徳島県議会議長 嘉見博之殿

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県
条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（費用弁償）

第四条 議長、副議長及び議員が次に掲げる場合に旅行したときは、費用弁償として旅費
を支給する。

一 招集に応じ、本会議又は委員会に出席する場合
二 会期中において、議案調査のための休会の日（以下「議案調査日」という。）に登
庁する場合

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十二項に規定する議案の審査
又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）
にその構成員として出席する場合

四 前三号に掲げるもののほか、公務を遂行する場合

2 前項第一号から第三号までに掲げる場合にした旅行の旅費の種類は、別表第一の上欄
に掲げるとおりとし、当該旅費の額は、同表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の
下欄に定めるとおりとする。ただし、旅費のうち宿泊料にあつては、第一号から第三号
までのいずれにも該当する場合又は第二号から第四号までのいずれにも該当する場合で
あつて、議長が必要と認めるときに限り、支給するものとする。

一 次項本文の規定により計算された往復の行程が百キロメートル以上である場合

二 宿泊する日及びその翌日に、招集に応じ本会議若しくは委員会に出席した場合、議
案調査日に登庁した場合又は協議等の場にその構成員として出席した場合

三 徳島市内に宿泊した場合

四 天災により帰宅が困難となり、宿泊した場合

3 前項本文の規定にかかわらず、第一項第一号から第三号までに掲げる場合にした旅行
の鉄道賃及び車賃に係る旅費の計算は、当該旅行を行う際に通常用いる経路及び方法と
して届け出られた経路及び方法で議長が合理的と認めるものによつて計算するものとす
る。ただし、当該届出において高速自動車国道等の有料の道路を利用する旨を届け出て
いた者が、当該有料の道路を利用しなかつた旨を議長に報告した場合にあつては、当該
有料の道路を利用しない場合の経路及び方法として議長が合理的と認めるものによつて
計算するものとする。

4 第一項第四号に掲げる場合にした旅行の旅費の額は、別表第二に定めるとおりとする

附則中第五項を削り、第六項を第五項とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

区 分	金 額

鉄道賃	知事が職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の規定に基づいて受ける鉄道賃に係る旅費の額に相当する額
車賃	知事が職員の旅費に関する条例の規定に基づいて受ける車賃に係る旅費の額に相当する額（高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合であつて、議長が必要と認めるときは、当該額に当該有料の道路の利用に係る通常の料金を加えた額）
宿泊料	知事が職員の旅費に関する条例の規定に基づいて受ける宿泊料に係る旅費の額に相当する額

別表第二中「（昭和二十七年徳島県条例第九号）」を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

社会情勢の変化及び議員の旅行の実情等に鑑み、議長、副議長及び議員が議会の招集に応じた場合等に費用弁償として支給する旅費の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。